文部科学省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

提案区分 管理 悉号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	ー 大 フ る ハン ハン フ エ 1 〜 ハン フ る ノ フ ろ	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効]率化 根拠法令等	制度の所管・関係府省庁 団	その他 (特記事項)		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
B 地方に対する規制緩和 教育・文化 対する規制緩和 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対	要しの進2付自通学た地進 学た地要年総治知金大方に 活生着成日号長 の近27年4月第0 1月第0 1月第0 1月第0 1月第0 1月第0 1月第0 1月第0 1	「奨学金を活用した大進子の地方では、大学等の地方では、大学等の地方では、大学等の地方では、大学等のが、大学等のが、大学等のが、大学等のは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学を	成27年度には、左記要綱等に基づき、日本学生支援機会活用した「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」として、空業後に、県が策定した「香川県産業成長戦略を促す分野に就業することを要件に、奨学金の返還支援、平成28年度の大学進学者等から実施している。生に係る特別枠(地方創生枠)」は、地方公共団体がそれでは、返還支援を受けることができ、学生にとって学金より有利なため、本県では、制度利用者の利便性であるより有利なため、本県では、制度利用者の利便性である。	関係に返還 突後にならなければ奨学金を借りれるが で、理工系 で、理工系 で、正おける で、一方ででででででででででででででででででででででででででででででででででで	等の地方定着促進要綱 学入 (平成27年4月10日付け組 かど 財第88号自治財政局長選 肖さ 知) ・奨学金を活用した大学会 所得 等の地方定着の促進にご	生 文部科学省 香川 総 通 生 つ	(付配事項)	国体名	ととしているが、「予約採用」の方が申込み時期が早く、進学後に確実に貸 てを受けられるため、「在学採用」のみが対象となる地方創生枠推薦者の確 い	は貸与基準を満たしながらも予算上の制約により、貸与の対象とはなっない者)が解消された。そのため、前年度の同内容の提案に基づき、関係関と調整の上、地方創生に係る特別枠(地方創生枠)の予約採用の適用	ル 地方創生枠の予約採用の適用については、平成31年度の地方創生枠の推
153 B 地方に対する規制緩和	係る既存の支援制度の見直し	施するため、経済的にれる場合が	交付された就学援助費について、学校給食費以外の出がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を 領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者 合がある。	学校長等 定した給食費会計の運営が図られる。	安 学校教育法第19条 学校給食法第11条 要保護に対する処理ニース (文) の	滋覚 京都 大阪 に 兵庫 和歌	島貿鄒阪車歌鳥京関連県府府県山取都西合	市たか千区治市松愛県陽山野市分いな、田多川浜、市知、市陽田、県のな、田多川浜、城、小大田ののでは、日本のでは、日本のではのでは、日本のでは、日本のではのでは、日本のではのでは、日本のでは、日本のではは、日本のではのでは、日本のではは、日本のではは、日本のではのは、日本のでは、日本のではのは	には、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合が「意	学校給食費の就学援助を現物給付の方法により行うときは、保護者の同学を受任状の提出は不要であることから、ご提案の事項については、現行は、はいても、実現可能であり、今後通知等により周知してまいりたい。	現物給付であると見なせば現行制度でも保護者の同意や委任状の提出は
226 B 地方に対する規制緩和	おける私人への徴収委託の実現	人への徴収委託を行え るよう、次のいずれかの 対応を行うことが必要です。 ① 地方自治法施行令を 改正し、第158条第1項 の限定列挙に債権名を 追加する 学校給食費	付は私人への徴収委託であるため、地方自治法第243。ただし、次の2通りの場合は、認められています。 治法施行令第158条第1項に限定列挙された以下の債 手数料、賃貸料、物品売払代金、寄附金、貸付金の 法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等) 費は、現行法上、上記の①②のどちらにも該当しません できない状況です。	本市では、学校給食費の透明性の向上 教職員の負担軽減等を目的として、平成 権の場合 年度に学校給食費を公会計化し、保護 元利償還 が横浜市へ直接学校給食費を支払うこ。 明文化しました。しかし、公会計化後も依 として学校給食費の未納が課題となって ます。また、現状、納入通知書払の方は 融機関の窓口でしか支払ができないため		総務省、文部科学省		区橋京府阪山野市村大、市都、府陽田、市分豊、 大、小 大、県	、、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等にお 施 ・てもコンビニ納付など私人への徴収委託を導入することによって、利便性 こ	i行令第158条に定められる物品売払代金に当てはまるものと考えられる	法 学校給食費が地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する「物品売 5 払代金」に該当し、現行制度においても私人への徴収又は収納の事務の委 託が可能である旨、通知等により速やかに周知を図っていただきたい。

文部科学省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				平成29年の地方からの提案等に関する対応方針			対応方針の措置(検討)状況	
見解料	資 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) 〇 予約採用の適用に向けた最終的な調整の進捗状況をご報告いただきたい。また、年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。	各府省からの第2次回答 提案団体の本年12月までには調整を完了し、周知してほしいとの依頼に間に合うように、関係団体との調整を終え、省内での最終的な調整を図っているところ。当該提案に対する通知等の発出については、12月中に発出をする	(平成29年12月26日閣議決定)記載内容 6【文部科学省】 (19)奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進要綱 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進のために設け	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			予定。 	た地方創生に係る特別枠(地方創生枠)については、予約採用者も推薦対象とすることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 [措置済み(平成29年12月8日付け文部科学省高等教育局通				
				知)」				
	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 通知の内容及び発出時期を明確に示していただきたい。 なお、発出時期については、年末の閣議決定に間に合うようにしていただ	提案団体の見解を踏まえ、通知の内容を検討しているところ。年末の閣議 決定に間に合うように発出することとしたい。	6【文部科学省】 (18)学校給食費に係る就学援助費に関する事務				
	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分 な周知を行うこと。	さたい。		(18)学校給食費に係る就学援助費に関する事務学校給食費に係る就学援助費については、学校給食そのものを現物給付として提供する場合等は保護者の委任状を要しないことを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 [措置済み(平成29年10月19日付け文部科学省初等中等教育局通知)]				
	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により可能」となっているが、十分な周 知を行うこと。	○ 通知の内容及び発出時期を明確に示していただきたい。 なお、発出時期については、年末の閣議決定に間に合うようにしていただ	学校給食費が地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する「物品売払代金」に該当し、現行制度においても私人への徴収又は収納の事務の委	6【文部科学省】 (3)地方自治法(昭22法67)及び学校給食法(昭29法160)				
	なお、所管省からの回答が「現行規定により可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	きたい。 (※11-①の調整状況により、別途対応方法や通知内容をご相談させていただく可能性 があります。)	発出し、地方公共団体の首長部局及び教育委員会に対し、十分な周知を 図ってまいりたい。	学校給食費(学校給食法11条2項)の徴収又は収納の事務については、学校給食費が物品売払代金(地方自治法施行令(昭22政令16)158条1項4号)に該当するため、私人に委託することが可能であることを、地方公共団体に平成29年中に通知				
				9 ©。 (関係府省:総務省) [措置済み(平成29年11月30日付け総務省自治行政局行政 課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知)]				
						l		

1 地方 に対す 1 地方 に対す に対す 1 地方 に対す に対す に対す 1 地方 に対す	製造製造の製造のでは、「一般で表現である。」 「おいまたのである」 「おいまたのである。」 「おいまたのである。」 「おいまたの	事業計画の審査等に係る事務 条・第41条 保育所等整備交付金交付 宮	国地方 市、秋 請事務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点からも一元化するべき。 事会、 田市、 〇本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を手続きを行うこと	

【山形県】 申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。 【横浜市】 現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など限定的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。 【磐田市】 事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。 【箕面市】 交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼保の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。 【長崎市】 内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。 【熊本市】 事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園というひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな要因となっ	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	▷ (7)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付 事務連絡 金	前段平成30年2月16日後段平成30年1月29日	前段 事前協議における認定こども園施 設整備交付金及び保育所等整備 交付金の協議書式を統一した。 後段 平成30年度の認定こども園施設 整備交付金及び保育所協議の年 間スケジュールを平成29年度中 (平成30年1月29日)に地方公共 団体に示し、手続きの円滑化を 図った。	
ている。(弊害の事例: 同じ規模の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)					

【山形県】 申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続き ができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	/保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期・内示時期の統一化や 年間スケジュールの事前周知等	6【文部科学省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付 事務連絡	前段 平成30年2月16日	前段 事前協議における認定こども園 施設整備交付金及び保育所等整	
【横浜市】 現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など限定的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難し		について引き続き取り組みつつ、更なる様式の統一化、事業費案分の際の様式例の提示等、事務手続の負担軽減について検討していきたい。	型認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こど後段も園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する事務連絡	後段 平成30年1月29日	施設金س文的金及の保育が寺壁 備交付金の協議書式を統一した。 後段 平成30年度の認定こども園施設	
いと想定されるため、一元化を要望する。 【磐田市】 事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて 検討をしていただきたい。			方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省) ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申	1 9,000 平 1 万 2 3 日	整備交付金及び保育所等整備交付金の申請に係る事前協議の年間スケジュールを平成29年度中(平成30年1月29日)に地方公共	
【箕面市】 交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施 設の共有部分における幼保の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一 方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。			請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)		団体に示し、手続きの円滑化を図った。	
幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」であることから、災害復旧補助の事例のように同一施設内において幼保機能のどちらか一方しか支援を受けられないといった事象が生じないよう、交付金制度の内容の幼保統合を求める。						
【長崎市】 内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額 が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があ						
るため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。 【熊本市】 事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園というひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな要因となっている。(弊害の事例:同じ規模の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)						

296 日本 地方に対する規制緩和 医療・福祉 日本 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	固有の「子育 て支援事業」 及び「地域子 育て支援拠点 事業」の重複	業の委託を受けていた 保育所・幼稚園が認定 こども園に移行した際に 生じる、地域子育で支 援拠点事業と子育で支 援事業の実施の重複解 消	設としている ででは移するでは、 では、 では、 をは、 では、 をは、 をは、 では、 をは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	いるが、ことは、一方で、「いるが、ことが、ことが、ことが、ことが、ことが、ことが、ことが、ことが、ことが、こと	子育て支援拠点事業」の委託した際、「自治体向けFAQ」に受託していた「地域子育て支るとし、市町村に対して事等と、地域子ども・子育て支援よ、相互に独立した事業」で で支援事業」と「地域子育で	また、両事業の違いについて明確化する 援とにより、地域の子育て支援を効果的に 施することができる。 た 及 園 R AQ	情 童福祉法、就学前の子ど 学省、厚生労 もに関する教育、保育等 省 の総合的な提供の推進に 関する法律、平成29年3 月8日「自治体向けFAQ 【第15版】」206		県、宮 する子育て支援事業のうち2つ以上	:を週3日以上実施しなければならないとに規定のある「子育て支援事業」と「地域となる。	えた「子育て支援事業」を実施することも・子育て支援事業としての「地域子育専任職員の配置や長時間の開所を前て支援を行う拠点として市町村の委託が重複する部分はあり得るものの、相「地域子育て支援拠点事業」の実施が、既に一定の子育て支援機能を有なとにより、保護者の便宜や効率的な事考えており、実際に、相当程度の認定	が義務付けられているが、地域子ど て支援拠点事業」は、これとは別にまり高度できめ細かり、 提として、より高度できめ細かり、 長により実施されるのであり、 「本」としては様々な場所が考えられる 「会認定とも園であるが実施をでまれてといる。 「会話で事業が要がまれる。 「会話で事業が実施されるを 「会話で事業が表しては、 「会話でも園の義をしてでも、 「会話でも園の表という御指摘になるという御指摘にであるという御指摘になるでも事業の 「会話については、あくまでも事業ので 「おいて適切に判断されるべきもので 「おいて適切に判断されるべきもので	なお、拠点事業の委託については、"その地域におら点事業」による支援が必要かどうか"という視点をもいる。	よ「国として義務付けを は向けFAQの中で記載さっているように解釈され ついては、あくまでも事 適切に判断されたい」な
221 B 地方に対する規制緩和	育施設及び特 事地域型は 事で 事で で で で で で で で で で で で で で で で で	び特定地域型保育事業に対する認可制度等では、 は で は で は で で が で が で が で が で が で が で が	て(平成27年12月7日原子によりをではより基本に対しまりをでは、は、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、	行子本第391号・27初幼寺方、主眼事項及び着眼序 記可制度等に基づく指導の内容を記監査)の内容を同じ監査では 一般を一対ではいまでは 一般を一対ではいまでは 一般を一対ではいまでは 一般を一対ではいまで 一般を一対では 一般を一対では 一般を一対で 一般を一対で 一般を一がで 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を	教第28号・雇児保発1207第点が示されたが、特定教確認監査)及び査り及監査が多く(千葉県の連貫をはなり、書類でも監査の準備対はは、書類では、書類では、書類では、書類では、書類では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	忍 ることにより、限られた人員の中で、監査 度の増加や違反の疑わしい施設等に対して臨時的な監査もさらに実施できるように る。 〇確認の取消しに値するような不適切な 設が存在した場合に、速やかに不適切な 由を発見することができ、その結果を認可主体の県と共有することで、認可取消し等 の行為も速やかに行うことが可能となることが 期待される。	 *学校教育法 *就学前の子どもに関する 類育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律 (平成18年6月15日法律 第77号) *子ども・子育て支援法第 14条、第38条 ・子ども・子育て支援法に 基づく特定教育・保育施 	部科 松戸市	県、川 越市、 の簡素化や責任の所在の明確化に の施設監査と確認監査の所生の所生の所生の所生の所生の所生の所生の所生の所生の所生の所生の所生の所生の	に整がると考える。 局が異なっており、重複する項目を二重の監査の負担軽減と、責任の明確化についことであるため、意見が高ことは望ましいことであるため、意見でき、どちらの対象にもならないような項が発生しています。の実に通常をできるがあるできものです。それぞのでは、施設が適正に運営されたいて監査する制度とするのが本筋でする制度とするのが本筋でするとであると考えます。 忍指項目分けが明確でない。なると何度も監査を受けることになり事業のな監査を実施すべきとはいって、を認います。 の項もいて、当時ではない。なると何度も監査を受けることになり事業といって、施設監査は果が、確認監査は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	監査に加え、施設型給付、地域型保育 育て支援法に基づく確認を行う必要が ては、市町村に、法律に必要な限度に ることができる旨の規定が設けられて る条など) このように、「認可施設・事業に基が を 事業に基づらで を 事業に基づくで を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	話給付いて表表的、 おいて表表的、 を支払うにあたいる。 おいても、 をですがあた。 をですがあた。 をですが、 をですが、 をですが、 をですが、 をですが、 をですが、 をですが、 をですが、 をですが、 をですが、 をですが、 をでがが、 をでが、 をでががががが、 をでがががががががががががががががががががががががががががががががががががが		
222 日 地方に対する規制緩和	交付金・認定こ ども園施設整 備交付金の申 請手続き	び認定こども園施設を開始で、第一次をはいるにおいて、第一次では、第一次のでは、第一次	交付金の事前協議の別求められているため、協また、認定こども園施記議における整備計画の成ること」と記載されているること」と記載されたの議通と同様の制度と、一覧を運営するなど、一覧を運営するなど、一覧をであると、一覧をであると、一覧をであると、一覧をであると、一覧をであると、一覧をであると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、一覧をできると、「は、一覧をできると、「は、一覧をできると、「は、一覧をできると、「は、一覧をできると、「は、一覧をできると、「は、一覧をできると、「は、一覧をできると、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、、」は、「は、」は、いいは、は、いいは、いいは、いいは、いいは、いいは、いいは、いいは、い	レールでは、協議段階で 協議参加に支障が生じて 設整備交付金交付要綱に 決定基準の中で、法人の まであり、健全で安定した いるが、事業者が決定した いるに準じることの例と ことに準じることの例と この適格性が担保されて	「法人が確定」していることだいる。 こついては、要綱上、事前協 の適格性について、「役員権」 と運営が図られている法人でいることが求められている		を 要綱	、厚 宇治市	県、福 事業費を按分し、交付申請も厚生党 井市、 する必要があり、経費の按分方法の 磐田 どの事務の負担が生じる。 市、伊 〇事前協議が柔軟に行えず、年度の 予市、 されるため、活用しづらい仕組である。 浅口市 〇必ずしも事前協議の段階で法人を	労働省及び文部科学省にそれぞれ提出 力確認や交付申請書を2種類作成するな 内の施設整備が完了できないことが想定 る。 を確定できる場合ばかりではないので、 適格性が担保されるならば仮事業者と	協議を行うことを可能とした場合、 ① 交付対象として適切な設置主体で② 事業の確実な実施が担保できず、等の懸念が想定されることから、基準である。 なお、当該交付金については、 ① 事前に年間スケジュールを示すと② 複数回の内示を行う	あるかの確認ができないこと 適切な執行管理ができないこと を緩和することは困難であると考えて ともに	本市においては、保育所・認定こども園・地域型保育に、事業者決定の公平性や決定過程の透明性を確る事業者決定を行っており、公募前に、事業者に対算が成立していることを条件として、当該公募を行う当初予算を根拠として公募を行う場合は、交付金の内示をいただくことは根拠として公募を行う場合は、当該補正予算の要求得て、財源を確保していることが条件となるため、公を行い、交付金の内示をいただく必要があり、国の言うの事業者決定において、公募以外の方法を選であるため、国の手順が現状のままであれば、本市よる緊急的な保育所等の新設ができないこととなり、施設整備等のために補正予算による対金・認定ことなり、施設整備等のために補正予算による対金・認定であれば、事前協議において、本市の提案どおり、事業者が決定態であれば、事前協議への参加を認めていただきがいたします。	保するために、公募によするために、公募によります。 する施設整備補助の予。 ことが可能となります。 スケジュールの関定の 事業者正の関定の 事業が、金の前に がで交前に 事態でででででででででででででででででででででででででででででででででででで

	【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		(5)児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、(5)児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 地域子育で支援地点事業(子ども・子育て支援法59条9号及び児童福祉法6条の3第6項)を委託している幼稚園や保育所が認定にども園に終行する場合には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続を可否が判断できるよう、当該事業と子育で支援地に関する法律と条12号の教事件・効果・そうの途合的な提供の推進に関する法律と条12号の変字件・効果・の違いを明確化することを含め、「FAQJの内容を見直し、地方公共団体に一項化立年度中に周知する。(関係府省:内閣府及び厚生労働省)	【通知(FAQ)】 地域子育で支援拠点事業と認定 こども園の子育で支援事業の要 件・効果等の違いを明確化した上で、地域のニーズや実情を踏まえ て適切に判断するよう、FAQを改定して自治体に周知した。
	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管府省からの回答が「都道府県・市町村の実情・意向に応じて、個別に対応することは可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	できることについて、 それにより監査に漏れや不十分な部分が生じることのないよう十分な注意が必要であるが、実効性のあるメリハリをつけた監査となるよう周知する通知等を発出することを検討する。	(2)学校教育法(昭22法26)、児童福祉法(昭22法164)、就学 学省・厚生労働 済み 前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関 省 3局長通	主実施主体間で協議の上、効率的・効果的な指導監査となるよう重複する監査事項を一元化できる旨を自治体に対して周知
【磐田市】 ○想定される懸念事項を解消できる「法人が確定していることに準じる条件」 の検討をしていただきたい。	【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ それぞれの市町村の実情に応じた時期に事前協議が出せるよう、年間 複数回の内示を行うとともに、年間の申請スケジュールを年度当初に周知すること等については引き続き取り組んでいきたい。	(7)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付 事務連絡 平成30年2月16日金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こど 後段 後段 よ園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する 事務連絡 平成30年1月29日	前段 事前協議における認定こども園施 設整備交付金及び保育所等整備 交付金の協議書式を統一した。 後段 平成30年度の認定こども園施設 整備交付金及び保育所等整備交 付金の申請に係る事前協議の年間スケジュールを平成29年度中 (平成30年1月29日)に地方公共 団体に示し、手続きの円滑化を 図った。

外の認定こども園の認定事務・権限の中	対象連絡型設定とも。本市は平成26年度の提案等集で、設定とは関の全類型は、市町村による。 関立関連を持ての対象であるため、確認に関する予報とは両する所分もあることから、一体的17分方が、 関連となっているが、自2度と体部と関連を対象を通り構造を活動することから、一体的17分方が、 対象を事事等について、なお、当時の事務を選手時間接受を活けることの目論を受け、受限とは、 市場市の所管とされた。 い、本市によっても、地域の実情に向ことの事務、現金内は支持体解の理算等 とつなかった。 一方で、中級28年度から提絡を提供したの。 本市によっても、地域の実情に向ことがあり、現金内は支持体解の理算等 につなかった。 一方で、中級型計例による移解は、市町村が移環を来める機会、泉の合 高を得る必要があり、その脳藻明に保険制が低値に立とかすいことから、現金制が、全間が立事体の表が対によっては、市の表が対によっては、市の表が対によっては、市の表が対によっては、市の表が自なっては、対象の表がよっては、市のまがは、またの表が、と関が立事を対象、一体に業務に取り積むこの表が力によっては、市の表が力によっては、市の表がは、またのである。 の表え方によって明らかに中域市の匿有の本務と位立は付けられることで、より適切 に反映できるようになることから、性限等達を求める。	教育、保育等の総合的な 学省、厚生労働 提供の推進に関する法律 省 第3条等、第7条、第8条、 第29条、第30条		計を注視していく。	他団体からの事例にもあるように、移譲により多くのメリットが得られるととも一に、全国的な課題である保育の受け皿の確保等にもつながることから、各府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。
外の認定こど も園の認定事 務・権限の中	特殊通問型設定とども 中核市については、対保運開型認定とども関心が内で、	教育、保育等の総合的な 学省、厚生労働 京都府、 提供の推進に関する法律 省 兵庫県、 第3条、第4条、第7条、 和歌山	旭川 市、青 総定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが領意市、福島 製作になるとせたに、市としては認定ごとも園の認可等の権限と併せて、幼保連携型とことも園の記で等の権限と続きするとで、設定ごとも園の記事を関している。幼保連携型認定ごとも国の記事等の権限と検験することで、設定ごとも園の記事を関している。幼保連携型はたことが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政に対する事務の当を化につながる。 一切保連携型以外の認定ことも国の記事を関している。 の幼保連携型以外の認定ことも国の記事を関している。 の幼保連携型以外の認定にども園の記事を関していてして、会事路について市で完結することができる。 ・ の幼保連携型以外の認定にども園の記事を関した過ぎることができる。 ・ の幼保連携型以外の認定にども園の記事を関した過ぎるとができる。 ・ の場では、多様で保育によるさいでもなり、中央での地域とは、中央での地域とは、一般では、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で	計を注視していく。	早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。

□ 全国知事会 □ ○文部科学者より「幼稚園団体からの総念の声があり、当該権権の中様 市への事権については、海学化学できた。 市への事権について指表・場所を行っていて。上の1次にプレングの回答 また、指定事情を受け、 またの事業である。 ○文部科学者より「幼稚園団体からの総念の声があり、当該権権の申请 だったが、 またの事業で見についてお示しいただきたい。 またの事業では律工の都送作品である。 ○文語市長では「本の事業については、手挙げ方式も含めた恐怖のな格がを来める。 □ ○文部科学者とついては、手挙げ方式も含めた恐怖のな格がを来める。 □ ○文部科学者より「幼稚園団体からの総念の声があり、当該権権の申请 だったの事業によっている。 またの事業によっている。 □ ○文部科学者より「幼稚園団体がららら後念の声があり、当該権権の申请 だったの事業によっている。 □ ○文部科学者より「幼稚園団体がららららなの事業を使うている。」 □ ○文部科学者より「幼稚園団体がららららなの事業を使うている。」 □ ○文部科学者より「幼稚園団体がららららなの事業を使うている。」 □ ○文部科学者は、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	引き続き中核市長会における検討を注視していく。幼稚園(団体)側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務が制・処理能力への不安等があるとのこと。	(文部科学省) (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律(平18法77) 以下に掲げる事務・権限回については、中核市に移譲する。 ・約保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査 (3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議(3条7項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付(3条10項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の申請書の写しの送付(3条10項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条11項) ・幼保連携型認定ごとも園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出(3条12項) ・幼保連携型認定ごとも園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定ごとも園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表で(余) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定こども園の報告の徴収等(20条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定ごとも園の報告の徴収等(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定ごとも園の報告の徴収等(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定ごとも園の報告の徴収等(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定ごとも園の報告の徴収等(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定ごとも園の認定に係る関係機関のは違いの認定に任意の報告のでは、20条) ・幼保連構型認定ごとも園といては、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園は、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定ごとも園の認定に係る関係機関の認定でとも園の表定では、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園の表定では、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園の表定では、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定ごとも園の認定に係る関係では、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定ごとも園の認定では、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定でとも園の認定では、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定にども園の認定では、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定にども園の表定では、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定でども園の表に係る関係に係るのでは、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定には、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定には、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園以外の認定には、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園の外の認定には、20条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園の外の認定には、40条(30条) ・幼保連構型認定ごとも園の表定に係る関係では、40条(30条) ・幼保連構型認定には、40条(30条) ・幼保連構型認定には、40条(40条) ・幼保連構型認定には、40条(40条) ・幼保連構型認定には、40条(40条) ・幼保連構型認定には、40条(40条) ・幼保連構型認定には、40条(40条) ・幼保連構型認定には、40条(40条) ・幼保連構型認定には、40条(40条)	平成31年4月1日施行 第8次地方分権一括法(平成30年 法律第66号)により、就学前の子 どもに関する法律及 び子ども・子育て支援法を改正 し、幼保連携型認定こども園以外 の認定こども園」の都種園型、保育 所型及び地方裁量型。認定こども 園)の窓定等の事外、移譲した。	
全国対事会	・引き続き中核市長会における検討を注視していく。 ・幼稚園(団体)側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。	5[文部科学省] (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律(平18法77) 以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査 (3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を審査 (3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない 旨及び理由の通知(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設定した場合の申請書の写しの送付(3条10項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の申請書の写しの送付(3条10項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条11項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定ごとも園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及り教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の要の局	平成31年4月1日施行 第8次地方分権一括法(平成30年 法律第68号)により、就学前の子 どもに関する法律及 び子ども・子育て支援法を改正 し、幼保連携型認定こども園以外 の認定こども園の認定等の事務・ 権限を都道府県から中核市に移 譲した。	

183 日本サ大利 数年 文化 次の発展時間 現在、日本力等中は、平本に企の機能性法の配口により以下・フォーストの主義を表現しています。	の大地の声音の報名から多くと語名。記号が至くている。これには、「大地の教育での問題を発発しません。とは作っていません。「大地の声音の表現を含むいた。」では、「大きか一人の多く、最近が思いため、市産の高速では大きな。」では、「大きか一人の多く、最近が思いため、市産の高速では対する。」では、「大きか一人の多く、最近が思いため、市産の高速では対する。」の大地を含用しては対していません。「大地が変しています。」では、「大きか一人の多く、最近が思いため、中では、「大きか一人の多な、大きがあった。」では、「大きか一人の多な、大きがあった。」では、「大きか一人の多な、大きかのからないます。」では、「大きかのからないます。」では、「大きないます。」では、「大きないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな
224 B 北方江村 市 2 文化長分前	一 一

 【全国知事会】文化財保護行政について、教育委員会が所管するか、長が 所管するかは、地方公共団体が判断できるようにするべきである。 【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 	資源を適切に保護した上で積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなどと一体的に実施することが効果的であると考える。この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することを可能とすべきではないか。 〇「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等により担保可能ではないか。 〇「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘であるが、実態は、「政策の意思決定までに時間がかかる」、「責任の所在が不明」等の問題も指摘されていることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。 〇 年末の閣議決定に向け、一定の結論が得られるよう、文化審議会企画部査会等における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。 〇 また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。	企画調査会は8月末に審議の中間まとめを取りまとめており、文化財の所管については次のとおり記載された。 〇文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめ(H29.8.31) 「文化財保護の所管は教育委員会となっているが、景観・まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方についてJにおいて挙げられている、文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点(専門的・技術的判断の確保等)を十分に勘案して検討することが必要である(脚注1)。 (脚注1)平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において「どのような機関が文化財保護行政の在り方について」において「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政	平成31年4月1日の施行を予定。 ・文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を平成30年3月6日に閣議決定し国会に提出した。 ・国会での審議を経て、平成30年6月1日に成立、同年6月8日に公布された。	
 【全国知事会】文化財保護行政について、教育委員会が所管するか、長が 所管するかは、地方公共団体が判断できるようにするべきである。 【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 	て、それらの事務を観光振興やまちづくりなどと一体的に実施することが効果的であると考える。この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することを可能とすべきではないか。 〇「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等により担保可能ではないか。 〇「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘であるが、実態は、「政策の意思決定までに時間がかかる」、「責任の所在が不明」等の問題も指摘されていることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。 〇 年末の閣議決定に向け、一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会等における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。 〇 また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。 〇 移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということか。	財の保存と活用の在り方について大臣諮問を受け検討を行っているところであり、地方における文化財保護に係る所管についてもそうした議論の中で取り扱われているところ。文化審議会文化財分科会企画調査会は8月末に審議の中間まとめを取りまとめており、文化財の所管については次のとおり記載された。 ○文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめ(H29.8.31) 「文化財保護の所管は教育委員会となっているが、景観・まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護で関する事務の管理・執行において上保すべき観点(専門的・技術的判断の確保等)を十分に勘案して検討する上が必要である(脚注1)。 (脚注1)平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護で関する事務の管理・執行において上保すべき観点(専門的・技術的判断の確保等)を十分に勘案して検討することが必要である(脚注1)。 (脚注1)平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について上において「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの保護に関する法律に関するといるに対するといるに関するといるに関するといるに対するといるに対するといるに関するといるに対するといるに関するといるに関するといるに関するといるに関するといるに関するといるに関するといるに対するといるに対するといるに関するといるに関するといるに対するといるといるに対するといるに対するといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるに対するといるといるといるといるといるといるといるに対するといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる	平成31年4月1日の施行を予定。 ・文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を平成30年3月6日に閣議決定し国会に提出した。 ・国会での審議を経て、平成30年6月1日に成立、同年6月8日に公布された。	

|--|

(計画集) ・ いっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱい (場合を発達する名類でも近くの名間について、対策を成り変更がいる合理性となる質がるとないであり、関東化が個られているとは言えない。 ・ いっぱい、残事場場から多くの部へそうかせから)、が影射に発生して迅速ないながあったない。表が、で、影場はからりを見から、いるを計られない。 (以下れも当該年度の取り分)、「お野年度に入ってから発生して対象で、意味を決するである。 (以下れも当該年度の取り分)、「大学年度に入ってからのよりに、連門でなるである。 (は下ので、1942年	一個語彙を対象の表現「円けて、数値的な機能を求める。	なお、「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」と賃金改善実績報告書の作成における書きぶりとの対応については、対応を検討していきたい。	(17)子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地 方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとす る。 ・処遇改善等加算 I (特定教育・保育、特別利用教育、特定地	・平成30年3月30日・平成30年9月27日・平成30年2月9日	・「「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づ知道。 事務が対しについて」(平成30年3月30日付)を通知 ・「公定価格に関するFAQ(よくある質問)Ver 12(平成30年9月27日)」により周知 ・「公定価格に関するFAQ(よくある質問)Ver 12(平成30年9月27日)」により周知 ・「平成29年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金の取扱いについて」(平成30年2月9日事務連絡))により周知	

216 日本 地方に対する規制緩和 医療・福祉	等の算定方法 に係る事務(管 外受委託児童に係る請求 外受委託児童 に係る請求及 び支払事務) の簡素化 方法に係る事務(管外 受委託児童に係る請求 及び支払事務)の簡素 化。	業者ともに事務量が増大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 〇管外受委託児童に係る請求及び支払事務	用地域型保育、特定利用 地域型保育及び特例保育 に要する費用の額の算定	
223 B 地方に対する規制緩和	ども園におけるおいて、突然の正規職	規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	年度途中での保育士・保育教諭の確保が 困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者 (保育補助経験者等)を保育士・保育教諭 の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。	□

【静岡県】 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	【全国市長会】 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	施設型給付等は各市町村において、地域の実情に応じて実施していること		子ども・子育て支援新制度に係る
施設型給付費については加算認定まで至らない段階で概算払いし、加算の 認定が行われた後に確定し、遡及して適用することが可能とされているもの の、各施設・事業者においては、遡及して加算が認定されないこととなった場	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	から、認定基準等さまざまな差異があり、入所調整等にあたっては、両市において引き続きその時期や調整方法等を十分に協議の上、ご対応いただきたい。	(iii)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地 方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとす	給付事務の改善等に関する調査 研究事業を実施し、その結果を踏 まえ、平成31年度の請求に使用
合、その影響が大きい。自治体や各施設・事業者においてその事務が速や かに行えるよう施設型給付費の算定等について見直しいただきたい。 【山陽小野田市】			る。 ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態 調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成	することを想定した保育所に係る 請求書の標準様式を自治体宛て に送付した。
「自治体の実情により必要と認められる場合」というケースが不明確であり、 法令に則って毎月支給している。 また、前払いによる概算払が可能であったとしても、月々の給付費算定事務			30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講 ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)	
の負担の大きな軽減にはならない。				
	【全国知事会】 処遇改善等加算に係る事務について、加算率の算定に当たって必要な職員 の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を・特例を適用できる地域条件(例)	○ 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準である。待機児童解消は保育の質を確保し	(15)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 自治体調査を 平成30年12月20日付で	調査結果を踏まえ、子どもの年齢 の基準日を年度途中に変更する
	省略することなど、現在示されている方法を行ってもなお、多大な書類の確認が必要となっており、簡素化が図られているとは言えない。	ながら進めていくべきものと考えており、対応は困難である。	(i)幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準 (幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運 営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5	見直しは行わないこととした。
	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 ができない ができない なお、実現にあたっては、その年度間に限るなど、適切な措置を講じること。 ・保育の質の代替策(例)		条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、(i)後段 保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、事務連絡 平成30年3月15日	「平成29年の地方からの提案 等に関する対応方針」を踏まえた
	①園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保 ②巡回支援指導員から適切な指導を受けられる体制の確保 ③既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置		園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、 その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結	具体的な留意事項等について」 (事務連絡)において、配置基準 等を満たさなくなった幼保連携型
	〇 特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例:年度当初満2歳児クラス(保育士3名:児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月に3人まで等)のであれば、必ずしも公		果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導 の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保	認定こども園等に対する指導監督の流れ等について具体的な留 意事項等を示した。
	定価格等の算定に影響させなくても良いのではないか。 ※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の乗除調整されていたが、平成28年		育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)	
	度末の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」により、現下の待機 児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないことと なった。			
	〇 保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないの			
	で、退職を迫ることはないと指摘されている。 また、同様に事業者経営の不安定化するとの指摘についても、現状の保育			
	士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅 な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良 いのではないか。			
	〇 提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つからない実態や、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確			
	保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざる を得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。			

する規制緩和 設・保育施設 における定員 減少時の市町 村の関与強化 で規定される特定教育・保育施設の設置者 が定員を減少しようとするときに市町村長に対し て行う届出を必要に応 じて協議とするよう求め る。	〇認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができる制度となっている。そのため、保育所から認定ことも園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとって相反する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の接続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。 〇市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うことや、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3カ月前までに市町村長に届出をするだけでよく、市町村の青務を果たすための関与ができない状況となっている。 〇また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、府においても抑止できない状況となっている。	とにより、幼稚園(1号認定)及び保育所(2 号認定)の各定員の過不足を考慮したうえでの対応が可能となり、待機児童の多い自 治体にとって、2号認定の保育の受け皿の 安定的な確保ができ、国の待機児童解消 加速化プラン及び一億総活躍の実現に繋 がる。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	県浜長市田出市、横、市野磐、市雲、北	する仕組が必要。 〇通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談等があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が出ないようにしている。利用定員を増加する際には、設置認可時と同様の手続きを定めており、また、利用定員の変更は市町村の保育行政に及ぼす影響が大きいことから、定員を減少する際の市町村の関与強化は合理的である。提案の「必要に応じ協議」では、「必要な場合」が不明確なた	る際の手続を届出制としたのは、施設における実員が利用定員を継続的に下回る場合や教育・保育に必要な幼稚園教諭・保育士等の確保が困難である場合など、施設にとってやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定しており、協議制とすることは施設側の負担増につながる懸念がある。本件提案に指摘されているような、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度においても、1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行うこととなっているところ、その権限に基づき適切な対応を行ってい変更を行うこととなっているところ、その権限に基づき適切な対応を行ってい	利用定員の増加についても、届出ではなく協議となっているものの、利用 ニーズがあるなどの合理的な理由がある場合は、施設の意向に添った対応 をせざるを得ない。 〇ついては、利用定員の増減については、地域の実情や利用定員の過不 足に応じて、市町村が「協議」という形で関与できるしくみが必要であると考 える。
182 B 地方に対 医療・福祉 介護福祉士国 福祉系の学科・コースを	【提案の背景】	地域で必要な介護人材を地域で養成・育成 社会福祉士及び介護福祉	文部科学省、厚 長野県 別紙あり	酒田	○福祉系学科の教科内容が全国的に統一されているならば、単位の通算は	O介護福祉士養成施設(以下「養成施設」という。)の基準としては、原則2	○本県の福祉学科・コースのある高等学校では、学習指導要領に基づいた -
する規制緩和 家試験受験資格の柔軟化 持つ高等学校で取得した単位と卒業後に介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を終了したとみなし、介護福祉士国家試験受験資格を得られるようにする。	長野県では長野県高齢者プラン(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定により、定めたもの)に基づき、平成27~29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目標に定め、人材確保施策を推進しているが、県内の介護人材不足は大きな課題となっている。現在、介護福祉士の養成ルートは、①実務ルート、②福祉系高等学校ルート、③養成施設ルートの3つがある。②については、指定科目53単位(1,855時間)以上のカリキュラムを整備し、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた「福祉系高等学校」(以下、指定校)を修了する必要がある。	することが可能となる。福祉系高等学校の生徒が充分な基礎知識・教養を習得したうえで、将来の国家資格取得に繋がるキャリア形成を行うことができ、もって介護分野への参入が促進される。高等学校卒業後養成施設において、さらに専門性を磨くことで、介護福祉士としての質の向上が図られる。多くの養成施設では定員割れの状態となっており、新たな学生の掘り起こしにつながる。	生労働省	市玉神県崎軽町阪鹿市、県奈、市井、府児・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	何ら支障がないものであり、介護福祉士の確保に繋がりますので、緩和すべきものと考えます。 〇当県内の福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件 を満たすことができないところがあり、当該高等学校卒業者が受験資格を得るには、養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなけれ	年間1850時間の履修、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件などが設けられている。これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したことと認めることは、介護福祉士の質の低下を招く恐れがある。 〇また、大学、短期大学又は専修学校等である養成施設では、養成施設ではない他の大学、短期大学又は専修学校等において履修した科目について、教育内容が相当するものと認められる場合には、一部の科目を除き自らの養成施設において履修した科目とみなすことが可能となっている。一方、現行では、原則、高等学校で履修した科目を大学、短期大学又は専修学校等において大学等で履修した科目とみなすことができないこととなっていることから、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に大学等である養成施設で履修した科目とみなすことはできない。	十分な一般教養と福祉施設との連携による専門知識・技能をバランスよく履修し、介護人材としての知識・技能に加え、社会人としての十分な教養・知識を習得できるよう努めており、本県の福祉学科・コースのある高等学校を卒業した生徒が介護福祉士養成施設等で不足科目等を履修することで、高等学校と介護福祉士養成施設を通じて、介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応できる十分な知識・技能を身に付けることは可能であり、介護福祉士の質の低下を招くことはないと考える。 〇現行、介護福祉士国家試験の受験資格として、①介護福祉士養成施設(2年以上)、②福祉系大学等を卒業後の介護福祉士養成施設(1年以上)、③福祉系高校(3年間)は同等に認められており、高等学校で履修した福祉

一	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が 義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届 加浦になっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基 本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員 の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下するとは困難なのではない か、むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に中陸している 市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする 仕組みとすべきではないか。 〇市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確 認したうえで、再度検討をお願いしたい。 〈設置者の利用定員の変更に関する市町村の関与の強化〉 〇1号設定子どもと2号認定子どもの公定価格の差が誘因となって2号定員を1号定員へ切り替えるなど、総営上やむを得ない理由以外で定員減少を 行う事例が現状見られる以上、一定の条件(例えば、当該定員減少により市町村の保育確保義務の履行に支障がある場合等と設定したうえで、条件に合数する場合には変しまでして「協議」することも可能とする仕組みを許容する場合に変しまが発生している場合、等)を設定したうえで、条件に合数する場合には変しか。 ○そもそも2号認定子どもの定員を1号認定子どもの定員へ切り替えるケースが生じる理由は、公定価格の不合理な差があるからであり、施設がそのような変更を行う誘因が働かないよう、単価設定を見直すべきではないか。	検証を行い、子ども・子育て会議における議論も踏まえ、検討を行う。 なお、本件提案は施設側の負担が増えることが懸念されることから、慎重な 検討が必要である。	(17)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)特定教育・保育施設の設置者が利用定員を減少させる場合の手続(35条2項)については、市町村の関与を強化するこ	平成31年2月13日	自治体向けFAQ(よくある質問) (第17版)(平成31年2月13日都道 府県等宛て発出)問103-2(こおい て、以下のとおり記載。 間 事業を発理せず利用定員の減少の届出がされた後に、実際の利用を負の減少を認めないことは可能です か。また、利用定員の減少の届出がされた後に、実際の利用者場が ・ また、利用定員の減少は、法第35 条第2項又は第47条第2項の規 定により事業者の届出で足りるものでしようか。 答第2項又は第47条第2項の規 定により事業者の届出で足りるものであるため、市町村は、必要せすず利用定員を取るしたがきませいったが、市町村は、必要はすず利用定資の変の減少を認めないといった。 ・ も・子・保育の提供を行うこととされており、子・全部では一般できませいた。 ・ 他・子・保育の提供を行うこととされており、子・会部認及び特定地留意事項等に通知が第3の減少な認めは、その能では、保育施設及び特定地留意等に多いて、「中庭26年9月10日3府省「市町村において」(平成26年9月10日3府省「市町村において」(平成26年9月10日3府省「市町村において」(平成26年9月10日3府省「市町財村において」、本の施設での最近における込みなどを見りにおいただく必の表別でより、その第2です。 ・ で、1 市町は一般の実施しても、計画を設定していただく必要があるで、1 本前によるものであれば、都道内県・市町村は、東京・日本・の推画教師でより、「東京・日本・の大田・田・田・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・
- ○後段については、受講内容の共通化などをして、各学校段階で受講できるようにしたうえで、学校自体の卒業単位という位置づけから切り難し、介護福祉士資格取得のための必要受講科目にすることで高校でも大学でも履修実績を共有できるものと思われます	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	についても、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件を満 たす場合には、養成施設における科目の履修に代えることを認めるべきでは	などが設けられており、これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したことと認めることは、介護福祉士の質の低下を招く恐れがある。 また、現行の学校教育の制度上、高等学校で履修した科目を大学や短期 大学等において履修した科目とみなすことはできないこととなっており、ご指	‡ (14)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も含め、必要な介護 人材を地域で育成・養成していけるよう、介護福祉士を確保する方策について地方公共団体の意見も踏まえつつ検討し、平	平成31年度	福祉系高校の指定を受けていない高校の卒業生を含め介護福祉土の資格取得を支援するため、介護福社士養成施設に入学した学生に対して学費等を貸し付ける返済免除付きの奨学金制度(介護福社工修修学資金)について、都道府県に対し積極のなどもに、平成30年度第正今では、平成30年度第二次補近予算において介護保証とで、当該事業計上している。また、介護系経験者や若年世代の介護分野へ関するを必要なで、一般が野への参入を促進するため、介護に関する入門の登場に関する人門の研修や中学校・高校の出版を療介と関する人門の研修や中学校・高校の出版を接続の一般と、一下で、10年の一般に関する人間、10年の一般に、

289 日 地方に対する規制緩和 教育・文化 教育・教育・教育・教育・教育・教育・教育・教育・教育・教育・教育・教育・教育・教	所管を地方公 共団体の首長 とすることの容 認 年開設の「国立アイヌ民 族博物館」と共鳴する公 立博物館との協力体制 等を確立するため、公 立博物館の所管を教育 委員会が担う規定(博物館法第19条)を、地 全国の博物館の3/4を占める首長所管博物館と、その学芸員に法的根拠がなく、信頼性の向上や安定的人材確保につながっていない。 (文化財の活用の観点から) 国で提唱している「文化芸術資源を活用した経済活性化」について、本道でも知事所管の「北海道博物館」や、明治初期からの歴史的建造物を移築復元した野外博物館「北海道開拓の村」等において、インバウンド拡大に向けた取組を展開中。登録博物館は、教育委員会から首長部局への事務委任等が可能だが、行政資源の最大活用やスピード感ある施策展開には、首長が最終決定できる体制が必要。登録博物館の「設置及び運営上望ましい	タスの向上、長期・安定的な高度人材の確保育成が可能。 博物館の魅力・利便性の向上と地方創生の両面に貢献。法の基準に基づく評価等を通じ、博物館のあるべき質と持続的な運営を保持し進化・発展を誘導できる。 2020年を見据えアイヌ文化復興の全国連携ネットワーク構築に貢献。博物館間の協働企画、ノウハウの共有、災害時の資料移送・洗浄・修復対策等応援体制を円滑化できる。	北海道 一	 ● 登録博物館から博物館相当施設に変更した事例があり、博物館の趣旨を生かせる制度改正が望まれる。 ○本県においては、条例・規則の改廃及び博物館協議会委員の任免等については教育委員会が行い、それ以外の事務は事務委任により環境生活部が行っている状況にある。提案のとおり法改正されれば、一連の事務が一つの部局で執行可能となり、地域の実情に応じて所管部局を決定できることから賛同できる。 	審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の進行方策について」及び平成25年12月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」の双方において、政治的中立性の確保や学校教育との連携の要請等から、教育行政部局が担うべきとの結論が出されており、その考え方は現在においても変わりはない。なお、現在でも、地方自治法180条の7の規定に基づく事務委任・補助執行により、柔軟な運用が可能となっているが、平成27年に文部科学省が実施した事務委任・補助執行の調査によると、その実施率は低い状況にある。※博物館に関する事務について事務委任又は補助執行を行っている自治体59/1777自治体(約3.3%)(事務委任 13/1777、補助執行 46/1777)こうした中、現在、社会教育機関の「施設の管理及び整備」については、構造改革特区における特例措置により首長部局に権限移譲ができることとなり、現在、その全国展開の可能性について検験部できることとなな9、現在、その全国展開の可能性について検験部ができることとなな2の年3月の構造改革特区におけるを育会会教育部会においては、企工のより、現在、その全国展開の可能性について核できることとないでは、企工の構造改革特区における表別を発展できるより、前ろの大綱にある。①社会・経済的効果(施設利用者数の増加等)が見られることの課題等)を克服できていること②要件・手続き上の課題(教育活動における支障、安全管理上の課題等)を克服できていること ②関係機関間・学校・地域における合意形成等の問題が生じていないことが確認されること ②存の上で、教育の政治的中立性が確実に担保されるとともに、学校等施設の管理及び整備について、教育委員会が担うより、も長と教育委員会が教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、首長と教育委員会が教育行政の知識を発展について、教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整等を行う場として、地方公共団体の重点的に講ずべき施策等について協議・調整等を行う場として、地方公共団体の重点的に講ずべき施策等についておより、首長のリーダーシップを発揮できるようになっている。以上のように、本件については、中教審答申において、教育委員会から所管を移口がきとの結論が出されており、また、関連して現在実施可能な措置についても整理すべき様々な論点もあることから、直ちに、教育委員会が対策を持定についても整理すべき様々な論点もあることから、直に、教育委員会が対策を持定についても整理すべき様々な論点もあることから、直に、教育委員会のように、本件については、中教書を同じな措置についても整理すべき様々な論点もあることから、直に、教育委員会が対策を持定して、教育委員会のよりに対するとのお言いなが、まれているに対すな対策を対していては、中域を対するといるに対するとのは、対域に対対ないるといいは対対は対するといるに対するとのは対対は対するといるに対するとのは対対ないるに対対なが対対ないまれている。といれているのは、対対は対対ないるに対するといるに対するといるに対対な対対は対対ないのでは対対なが対対ないるに対対ないるに対対ないるといるに対対するといるに対しないまれているに対対ないるに対対ないるといるに対対は対対ないるに対対ないるに対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないるに対対ないるに対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないるに対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対なのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対は対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対は対対ないのでは対対ないのは対対ないのは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないのでは対対ないの	設に留まっている施設が相当数存在している。このような状況では、博物館登録制度が我が国の博物館の活動の基盤を形成しているとは言い難い状況である」と『登録制度の形骸化」が指摘されており、また、平成25年12月の中央教育審議会答申『今後の地方教育行政の在り方について』では、「文化財を除く文化に関する事務や学校教育を除くスポーツに関する事務は、原則として首長の事務」とされているところである。 〇一方、現在、国においては、『日本再興戦略2016』等で「文化芸術資源を活用した経済活性化」が掲げられており、地域の歴史や文化、成り立ちなどを学び、訪れる人の知的好奇心を刺激する、地域の中核施設である「博物館」を活用したさらなる地域の活性化が課題と考えられる中で、本提案の趣旨は、あくまでも博物館の政治的中立性等を担保することを前提として、観光振興や地域創生に活用し、より多くの方に利用いただき、国民の文化的向上や経済活性化の取組を加速化して行こうとするものである。 〇上記の政治的中立性については、北海道においては、知事の附属機関であり、民間等の有識者で構成され、博物館の事業に関する重要事項を調査審議する「北海道文化審議会」を設置しており、これらの機関で博物館に関する審議する「北海道文化審議会」を設置しており、これらの機関で博物館に関する審議も可能であることから、首長部局においても引き続き担保は可能である。 〇事務委任・補助執行については、現在、すでに知事部局が所管する博物館の協議会の委員任命など重要な事務の決定権が教育委員会に移るなど、迅速な事務の執行が困難となる。 〇また、終合教育会員会に移るなど、迅速な事務の執行が困難となる。 〇また、終合教育会員とに移るなど、迅速な事務の執行が困難となる。 〇また、総合教育会員とにおいては、現本の対応ができるものではない。 〇本道においては、国の観光ビジョンや成長戦略に呼応し、歴史文化資源を地方創生につなげるため、2020年開設予定の「国立アイヌ民族博物館」と共鳴する公立博物館との協力体制を確立したいと考えている。これに向けた体制整備を早急に行うことができるよう、特区の評価を待たずに、可及的速やかかに提案の実現に向けた積極的な検討を進めていただきたい。
284 A 権限移譲 教育・文化	2 特別支援教育 故今市における市立学 【現状】 特別支援教育就学獎励权、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金の各事業における就学のために必要な経費の支弁、受給資格の認定、3 教学教徒全の各事業 (大変等の事務は、都道所県の所管となっている。	握している政令市において、審査・支給決定等の事務を一元的に実施することが出来る。更に申請から認定、支給決定等までの期間短縮が可能となり、保護者等への早期の経済的支援にも資する。	有		ついて 特別支援学校への就学のため必要な経費(特別支援教育就学奨励費)に ついては、特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の規定に基づ き、都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校へ就学する児童 生徒の分も含め、その保護者等が負担する経費の全部又は一部について 当該都道府県が支弁しなければならないこととされており、これを受け当該 経費の支弁区分(I~Ⅲ区分)の決定についても当該都道府県が行うことと している。 また、当該経費の支弁区分の決定に必要な申請書類は、同法第5条に基	査院から「県は事業実施者として市の確認結果の妥当性を検証する必要がある」との指摘を受けたため、県市双方で申請書等の確認作業を実施している。このように、県に認定等の最終的な決定権限がある限りは、学校設置者である政令市に事務委託を行っても、確認事務が重複するという支障は解消されない。また、事務処理特例制度を活用しても、国庫補助が都道府県に交付されるスキームのままであれば、都道府県が政令市分も含めて国へ補助金の交付申請等の事務を行うこととなる。このため、交付申請等に当たり都道府県が政令市の交付申請書類等を確認する必要が出てくることから、県と政令市の確認事務が重複されるといった支障は解消されない。そのため、法改正による政令市への権限移譲を検討いただきたいが、法改正が困難な場合は、事務処理特例制度の活用に当たり、県と政令市との事務の重複が起こらないよう、国庫補助制度のスキームの見直し等の措置を検討いただきたい。

は、地方公共団体が判断できるようにするべきである。	か ○ 昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護した上で積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなどと一体的に実施することが効果的であると考えられることから、地方公共団体の選択により、博物館等の所管を教育委員会から首長部局に移管することを可能とすべきではないかの、○ 過去の中央教育審議会答申における、「政治的中立性の確保や学校教育との連携の要請等から、教育行政部局が担うべきとの結論。」との指摘について、首長部局へ移管するための条例制定又は改廃の護決の際に教育委員会の意見聴取を行うことや、社会教育委員、博物館協議会等の活用等により、担保可能とすべきではないか。○ 事務委任・補助執行の実施自治体教が全体の3.3%に留まっていることは、一部の権限が教育委員会に留保されるなど同制度が自治体にとって十分な面もあるということを表しており、自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点から、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。○ また、「総合教育会議の活用により首長のリーダーシップを発揮できる。」との指摘について、総合教育会議において大綱を示すことはできても、細部まで情報共有ができず、施策を実施する上で教育委員会に決定権が残るため、個別具体の施策展開や執行面において、首長の下でのスピード感あ意思決定が困難なのではないか。 ○ 遠野市における構造改革特区の内容は施設の整備・管理に関するものであり、今回の提案とは趣旨が異なるのではないか。さらに、文化資源の観光振興への活用を強化するという政府全体の目標を踏まえ、2020年までに体制整備を行うためには、特区の評価を待たずに議論を進めるべきではないか。 ○ 本に、検討に当たって、どのように提案団体や地方の意見を反映させるのかお示しいただきたい。 ○ 移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、博物館法、社会教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を検討されるということか。	5年12月の2度にわたる中央教育審議会答申において、政治的中立性の確保や学校教育との連携の要請等から、教育委員会が担うべきとの結論が出されているという経緯を踏まえると、再度、中央教育審議会で議論するというプロセスを欠くことはできない。また、今後、「人づくり革命」や「一億総活躍社会の実現」などの政府全体の重要な政策課題により積極的に取り組むため、文部科学省としても、博物館行政も含む社会教育政策に係る諸課題について総合的な検討を行うこととしている。このようなことから、ご指摘の要望も踏まえつつ、具体的な対応について平成30年中に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	(9)博物館法(昭和26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31法162) 公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	全体 令和元年6月7日	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号)	
			3 2	大律 令和元年6月7日	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号)	
- 【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事項関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 慎重に検討されたい。		一方、法令で都道府県が行うことと定められている支弁区分の決定や、書類の形式確認、保護者からの請求書の内容確認等、国庫補助金の支出手続きに付随して発生する事務手続きについては、事務処理特例制度の活用や都道府県と指定都市間での適切な事務の役割分担を行うことで解決する	(10)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144) 市町村が設置した特別支援学校の児童生徒に係る特別支援 教育就学奨励費については、支弁に係る事務負担の軽減策に ついて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。 (16)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 市町村が設置した高等学校等の生徒に係る高等学校等就学 支援金については、支給に係る事務負担の軽減策について検 討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な 措置を講ずる。	こついて、マイ ・ンバーを活 引したシステム		

106 日 地方に対する規制緩和 医療・福祉	等における保育料を遡及して変更する場合の 徴収権限の強機の強機の強機の強機の強機のを受ける場合では、できる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については、市町村はより、過年度の保育料を通い、保証の、は、場合、市町村が代行徴収が、のでは、一個では、は、場合、市町村が代行徴収が、のでは、、一般では、、一般では、、一般では、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	9事務誤り等)に 及して徴収する 行うことで、利 放収することがで 放収することがで の不公平さをなく の不公平さをなく りな経営にも繋 りな経営にも繋 度説明会 配布資料)	県、小あった場合、認定こども園等の施設が徴収事務を行うことは、施設側の負担	保育園に関する利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保 育実施・確保義務が課されていることを前提として、その確実な履行を担保 するための手段として特別に付与された権限であり、前旬村に同様の義務 が譲されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の仕賃上日整である。 また、仮に徴収権限を幼稚園等に対して拡大した場合には、滞納された幼 権圏の利用料について、新たに市町村が対応する必要があるなど、市町村 に追加的な事務負担が発生することから、市町村間での十分な合意が、市町村 に追加的な事務負担が発生することから、市町村間での十分な合意が、住 に追加的な事務負担が発生することから、市町村間でかけが徴収の際 に対して場合には、市町村が歯様のの際 合市町村における実施体制の整備が下可欠である。 なお、提裏理由にあるような、行政側の事情により過年度の利用料を遡及 して徴収する必要が生じた場合には、市町村が直接保護者に対してその旨 を下章に説明し、対応することが適切である。 でで、現場に、おいまのである。 で、現場に、おいまのである。 で、現場に、おいまのである。 で、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場である。に対応できるよう制度設計を検 計することで、市町村の事務負担性の感染に対応できると思考する。 今回の提案は、現度正や事務的は実定と以て、は、またの平成24年度が保育料を遡及 検収すべき事業が生した場合に、保護者や施設に負担を制力ないよう。市 町村の判断により、例外的に、当該保育科を面下が保護者を遡及 検収すべき事業が生した場合に、保護者や施設に負担を制力ないよう。市 町村の判断により、例外的に、当該保育科を面下が保護者を遡及 検収すできるよう、具体的には、以野正と制度とする。 今回の提案は、税度正とも制度に負担を制力ないよう。市 町村の判断により、例外的に、当該保育科を面を対してものとおり要望するものである。 1. 認定とも園(全種別)、地域型保育事業、幼稚園について、例外的に、 市町村が保護者を対して、例外的に、 市町村が保護者を発して、以下の手法も検討されたい。
159 日 地方に対する規制緩和 教育・文化	が、		なか市 障になることはないが、今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択しのひとつとなり得る。	接来については、平成19年の通知に公立学校における外部の人材や資脈 の活用の原施については、平成19年3月30日代で国際である時間は不要が有いませる首的 また、大ポーンデルを目前達を通知しませて、公主学の影響と表す場所である。 また、北方公共日体が主義と活動が、ことは、同年の異常の事態のであることとしているところである。 また、北方公共日体が学科法人を開かて、関連・図音を選択とは当かした。 また、北方公共日体が学科法人と関かして、関連・図音を選択とは当かした。 また、北方公共日体が学科法人と関かして、関連・図音を選択とは当かした。 また、北方公共日体が学科法人と関かして、関連・図音を選択とは当かして、対策を対しました。 知え、表述の情報とはおいたのはない。 また、日本の大田は体が変が事件があるが、関連会において、対策と対して、特定のの対域を受け、 に関係できないと、以外の経過を対して、対策とはない。 フ月18日のファリングにおいて、対策に登記している市時は、本程 国際に対して、が対し、場所を対して、対策と対して、公市時に関係を対象が、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策とは、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対し、対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対し、対し、対し

一 【市長会】 提案団体の意見を十分に尊重され	定こども園)に限られていることは、不合理ではないか。 児童福祉法第24条第5項及び第6項では、市町村に対し、保育所及び幼連携型認定こども園における保育の最終的な実施等の義務付けがされてるが、同条2項において、市町村は、保育を必要とする児童に対し、幅広く定こども園や家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置講じる義務が課されており、あえて区分する必要があるのか。 待機児童が解消されていない事態に鑑みれば、最終的に公立施設で保育行うことを保障する体制が完備されている訳ではなく、現下の待機児童問が深刻な中では、最終的な保育の受け入れ先が、幼稚園型認定こども園家庭的保育事業等となることは十分にありうる。市町村の代行徴収権限を保育所及び幼保連携型認定こども園に限定する必要性がそもそも乏しいではないか。 〇上記に加え、幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事者は、市町村が利用料の決定や施設型給付の支給を行っており、特に利料は市町村が決定しているため、施設等に変更の余地がなく、利用料の野も市町村に帰責している。このような市町村と施設等との関係を踏まえた、市町村が徴収を行うことは合理性を欠かないのではないか。	記 利用料の徴収権限は、児童福祉法第24条第1項に基づく保育の実施義務及び同法第2項に基づく保育の確保義務だけでなく、①虐待のおそれのある子供など、保護者の自由意志に委ねていては、その子供に必要な保育が提供されないと考えられる場合に、市町村が同条第4項に基づき行う保育の利用の勧奨や支援、また勧奨・支援を行ってもなお契約による保育の利用が困難な場合に、市町村が同法第5項に基づき行う措置入所のの対象となっており、市町村の利用調整を経てもなお保育の利用が困難な子供に対して、市町村が同条第6項に基づき行う措置入所の対象となっており、市町村が積極的に関与し、重い責務を負っている保育所や幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等に対して、当該施設における保育の履行を担保するため認められているものである。児童福祉施設である保育所等とは異なり、幼稚園等については、市町村は上記の責務を負っていないことから、徴収権限を認めることは困難である。(なお、幼稚園については、市町村の保育の確保義務の対象からも外れている。)	(6)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24 法65) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が認定 こども園において特定教育・保育(子ども・子育て支援法27条1 項)を受けた乳児又は幼児の保護者が支払うべき額(子ども・子育て支援法施行規則(平26内閣府令44)2条2項1号。以下 この事項において「利用者負担額」という。)の徴収事務に関与することについては、以下のとおりとする。・行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成29年度中に必要な周知を行う。(関係府省:内閣府及び厚生労働省)・市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務(児童福祉法56条7項及び8項並びに子ども・子育て支援法附則6条7項)	治体に周知 登段 登記・子育て 後段 令和元年12月10日 子ども・子育て会議において対応方針の取りまとめ	【通知(FAQ)】 行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する 必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明 を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、FAQにより自治体に周知した。 子ども・子育て会議において、子 ども・子育で支援新制度施行後5年の見直しに対応方針を取りまとめ、その中で市町村が行う徴収事務については、強制徴収の対象となる施設の拡大は行わないこととすべきとされたところであり、見直しは行わないこととした。
一 「全国市反会」 規案団体の授業の実現に向けて、	遺極的な検討を求める。 態を希望)を踏まえ、義務教育とは異なる幼稚園の設置者管理主義を緩和 する際に生じる課題について具体的にお示しいただきたい。 〇国家戦略特区における高等学校等における制度改正の議論を踏まえる	建 III い 議 2次	(1)学校教育法(昭22法26)及び地方独立行政法人法(平15法 118) 公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営実態、公 立幼稚園存続の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法		地方公共団体からの具体的な提案を受け次第、連やかに検討する。

208 日 地方に対する規制緩和 医療・福祉	支援法におけ であり、年度途中 る支給認定の 歳に達する保育を 年齢区分の見 としない子どもにつ 直し て、子ども・子育で	・幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども・子育て支援法第 19条で定める支給認定を受ける必要があり、認定を受けた者は、認定区分に基づき、施設型給付を受けることができる。 ・幼稚園及び認定こども園の幼稚園部(以下「幼稚園等」という)は満3歳以上から入園できる(1号認定)こととなっているが、本市内の幼稚園等では、満3歳到達前の子どもであっても、施設の付随事業として受け入れているのが実情である。	・2歳児であっても幼稚園等に入園しやすい 環境となり、増加し続けている3歳未満児の 保育ニーズに対し、保育園のみならず幼稚 園等がその解消に資することが期待され る。 ・施設を真に利用している児童数の把握が 容易になり、定員外園児の受け入れなどの 防止に繋がる。		図書 (2) 単元語で大利性は特別では、知らさせていた。市の選挙することは対象 は、日本のようなの世界が特別では、対象性がでは、特別を持たいりないのという。 のような、このというであるの目をではいません。 のような、このというであるの目をではいません。 のような、このことのであるとは、このというであるの目をではいません。 のような、このことのであるとは、このことのである。 のような、このことのであるとは、このことのである。 のような、このことのであるとは、このことのである。 のようなでは、このことのであるとは、このことのである。 のようなであるとは、このことのであるとは、このことのである。 のようなであるとは、このことのであるとは、このことのである。 のようなであるとは、このことのであるとは、このことのである。 のようなであるとは、このことのであるとは、このことのである。 のようなであるとは、このことのであるとは、このことのである。 のようなであるとは、このことのであるとは、このことのである。 のようなであるとは、このことのであるとは、このことのであるとは、このことのであるとは、 のようなであるとは、このことのであるとは、このことのであるとは、 のようなであるとは、このことのであるとは、このことのであるとは、 のようなであるとは、このことのであるとは、このことのであるとは、 のようなであるとは、このことのであるとは、このことのであるとは、 は、日本のでは、このことののであるとは、このことのであるとは、 であるとは、このことのであるとは、このことのであるとは、「おいま」に、 なるとは、日本のとは、このことのであるとは、このことのであるとは、 であるとは、このことののでは、このことのことのであるとは、 であるとは、このことのであるとは、このことのであるとは、 であるとは、このことのであるとは、このことのであるとは、 であるとは、このことのであるとは、このことのであるとは、 であるとは、このことのであるとは、このことのであるとは、 であるとは、このことのであるとは、このことのであるとは、 であるとは、このことのであるとは、このことのでは、このことのであるとは、 であるとは、このことのであるとは、このことのでは、このことのであるとは、 ではないであるとは、このことのでは、このことのであるとは、 ではないであるとは、このことのでは、このことのでは、 ではないであるとは、このことのでは、このことのでは、 ではないであるとは、このことのでは、このことのであると、 ではないであると、このことのでは、このことのでは、 ではないであると、このことのでは、このことのであると、 ではないであると、このことのでは、このことのでは、 ではないである。このことのでは、このことのことのこと、 このことのでは、このことのでは、 このことのでは、このことのでは、 ではないであると、このことのでは、このことのであるとことのことのでは、 このことのでは、このことのでは、 このことのでは、このことのでは、 ではないであると、このことのでは、このことのでは、 このことのでは、このことのでは、このことのでは、 このことのでは、このことのでは、このことのでは、 ではないであると、このことのでは、このことのでは、 ではないであると、このことのでは、このことのでは、 ではないであると、このことのでは、このことのでは、 ではないであると、このことのでは、このことのでは、 ではないであると、このことのでは、このことのでは、 ではないであると、このことのでは、このことのでは、 ではないであると、このことのでは、 ではないであると、このことのでは、このことのでは、 ではないであると、このことのでは、このことのでは、 ではないであると、このでは、このでは、このでは、 ではないであるとのでは、このでは、このでは、 ではないでないでは、このでは、このでは、このでは、このでは、 ではないでないでは、このでは、このでは、このでは、このでは、 ではないではないでは、このでは、このでは、このでは、このでは、 ではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない
107 日 地方に対する規制緩和 医療・福祉	での障害児等 障害児等支援にが	○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助・一般財源措置があり、認定ことも園の類型、施設の設置者及び子とも支給配定の区分によって、果なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。 ○例成ば、幼稚園型定こども園のうち、接続型の場合で学校法人立の場合、3号認定子どもには「特別支援教育費補助」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助」が適用される。また、幼保連構型認定こども國のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けようとする年度の5/1 現在に就関する子どもは「裁判」がなされるため、例えば、次のような支護が生した。 〈例から3 生まれの子どもは、5/2 に2号認定になることから、5/1 時点では私学助成の対象とならず、当該子どもはどの制度からも補助金の交付を受けることができない。○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道序県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については相道序県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については相道序県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については相道序県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については相道序県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については相談を開いませならず、施設にとって大きな事務負担となっている。	の負担軽減につながる。 進・能力活用事業実施要項 私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱	学省、厚生労働省	また。公共の対象に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対

- 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	援新制度の施行(施設型給付、支給認定、認定こども園など幼保を一元的に取扱う事業の制度化)や幼稚園を取り巻く環境(少子化、就労世帯の増加による地域の幼稚園ニーズの低下)等が変化している中、改めて検討すべきである。 〇「子育て安心プラン」において、幼稚園での保育を必要とする2歳児の受入れを推進するため、一時預かり事業(幼稚園型)により2歳児を定期的に預かる仕組の創設等を行うこととされているが、提案の趣旨を踏まえて、幼児教育を希望する者も受け入れを可能とすべきではないか。	事業が存在で選挙ではいまい。「分類性に対したでのできたとのである。」(1)等がよってでは、下のはない。 「有様を表現)では、対していませんであり、多様を表現しており込んでのできた。このである。」(1)等がよっておりませんでは、一般である。」(2)等がよりななどのであった。このでは、一般である。」(3)等がよりなどのである。」(3)等がよりなどのである。」(3)等がよりなどのである。」(3)等がよりなどのである。」(3)等がよりなどのである。」(3)等がよりなどのである。」(3)等がよりなどのである。」(3)では、一般である。」(4)では、一般である。)(4)では、一般である。)(4)では、一般である。)(4)では、一般である。)(4)では、一般である。)(4)では、一般である。)(4)では、一般である。)(4)では、一般である。)(4)では、一般である。)(4)では、一般である。)(4)では、一般である。)(4)では、一般である。)(4)では、一般である。)(4)では、一般である。)(4)では、一般である。)(4)では、)(4)では	を、対の含 えて行い針園支るには現て含充めの含 つ、後、を 給と 言行いい できない はい はい かい	
- 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		関係の報告を関いて、で、一次電子のシスト、計算を発展である。と、イギリン (大きな) (大き	Dで比別別、後、を度園本のい素助法の促っされる議引応年付の歳参くる子付本参に令え提び・月局 子5令取 に系支よ化成人い きん きん でんしゅう にった とく かんしょく はんしょく はんしょく かんしょく かんしょく はんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく はんしょく はんしょく かんしょく はんしょく かんしょく はんしょく いまい はんしょく はんしょく はんしょく ないしゃく はんしょく ない はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	

311 B 地方に対する規制緩和	ら委任を受け た事務に関し て教育長が 行った処分に 係る審査庁の	委任した事務の行政処分について、行政不服審査法(逐条解説)では、審査請求の審査庁となる上級行政庁とは「指揮監督権を有する行政庁」としているが、平成26年の地方教育行政の監査庁を明確にする。 は、教育委員会の指揮監督の下に・・・」の部分が削除され、改正後の第13条のとおり教育長は教育委員会の代表となった。このため、教育委員会が教育長に委任した事務の審査請求についての審査庁が不明確となっている。 一方で平成26年7月17日文部科学省初等中等教育長通知では「・・・教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にある・・・教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできない」としており、指揮監督権が残っているかのようにも解釈できる。	の行政不服審査法の趣旨である「簡易迅速かつ公正な手続の下で、広く行政庁に対する不服申し立てをすることができるための制度」が実現する。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第56条では、教育委員会が他行政庁に事務の委任をした場合の訴訟の代表についての定めがある。行政事件訴訟法と行政不服審査法は行政救済法という部分は同じであるため、考え方を同じにした方が国民、市民に分かりやすい仕組みとなる。	東京 では、 東京 で	改正(平成27年4月1日施行)により、教育長が教育委員会の指揮監督下にあることを明記する旧地教行法17条が削られたことは事実であるが、現行制度でも、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務を執行し、その意思決定に反することはできないとされていることから、教育委員会が最高の意思決定機関であることに変わりはない。したがって、教育委員会は教育長の関係では行政不服審査法第4条第4号の「最上級行政庁」に該当し、教育長に処分権限を委任した場合、教育委員会は同号に基づき審査庁になると解される。 〇本市では、教育長に委任した事務についての審査請求は、教育委員会に対して行うものとして、事務を執行しているため、例に挙げられるような支障事例は特に見受けられない。しかしながら、他都市において、支障事例が数多くあるのであれば、法改正ではなく、まずは、通知等により認識を統一する	等に対して審査請求を行う旨規定している。同法上、上級行政庁とは「当該行政事務に関し、処分庁を直接指揮監督する権限を有する行政庁」とされ(「行政不服審査法解説改訂版」田中真次他著、日本評論社)、新教育委員会制度においては、教育委員会による教育長の指揮監督権は法定されておらず、教育委員会は教育長の上級行政庁に該当しない。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条に基づき教育委員会から教育長に委任された事務に係る審査請求は、教育長に対し行われるものであることは現行法の解釈上明らかである。また、本提案の趣旨は、教育委員会が教育長に委任した事務に係る行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にすることにあり、法改正でなければ達成できない特段の事由はなく、今後、現行法の上記解釈について、各教育委員会等に周知を図ることを検討したい。	われるものであることは現行法の解釈上、明らかであるとのことだが、下記の理由から地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、教育委員会に属する事務(委任した場合も含む)の審査庁を教育委員会とすること提案する。 1. 審理員は審査庁の職員であることから、審理員の審理のみでは客観性必ずしも十分に担保されないと考えられ(平成27年4月総務省自治行政局成、行政不服審査法逐条解説)、地方公共団体の長は行政不服審査会等への諮問を義務付けられている(行政不服審査法第43条)。教育委員会が審査庁となる場合は、優れた識見を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているため例外的に	己…をは作い、は諮不、者代法しく、水教た見
------------------	---	---	--	--	---	---	---	-----------------------

		第1次回答においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25 条に基づき、教育委員会から教育長に委任された事務に係る審査請求にて		通知 平成30年3月28日	教育委員会から委任を受けた事 地方自治体からの当該審査請求 務に関して教育長が行った処分 の手続に関する相談に適切に対
提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	は行政不服審査会等への諮問を義務付けられている。委員会が審査庁となる場合は、優れた識見を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているため例外的に諮問は義務	条に基づき、教育委員会から教育長に委任された事務に係る審査請求にていては、教育長に対し行われたものであることは現行法の解釈上明らかであると回答した。 その後、8月3日の地方分権改革有識者会議(第56回)において、有識者がら次のような旨の指摘があったところ。 「委員会が審査庁となる場合は、優れた識見を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているため何外的に諮問は義務付けないこととされているが、教育長が審査庁となる場合は行政不服審査法の趣旨に反して諮問が不要となってしまい不適当ではないか。」 検討内容を踏まえ、教育委員会から教育長に委任された事務に係る審査請求の在り方について行政不服審査法の立法趣旨に照らして検討してまい	の 6【文部科学省】 (12)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法 162) か 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った 分に係る審査庁の明確化については、当該審査請求の手続 の在り方も含めて検討し、平成29年度中に結論を得る。その 果に基づいて必要な措置を講ずる。 場 〈平30〉 (8)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法16 (i)教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行	- 処 売 の結 62) テ つ の ら な 、	教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁について、当該審査請求の手続の在り方も含めて様々な結点から検討した結果、現在までの提案団体における審査請求の状況も踏まえ、現行制度を維持しつつ、現行法の解釈を各教育委員会に周知した(「教育委員会から教育長に委任された処分に係る不服申立ての審査庁について」(平成30年3月28日初等中等教育企画課事務連絡))。